

## 復興特区制度の継続に関する要望

### 要望の要旨

東日本大震災復興特別区域法の特例措置（復興特区制度）について、現在と同様の税制上の優遇措置や地方税の減免による減収補填措置等の特例措置期間を令和6年度以降も継続することを要望します。

### 要望の理由

東日本大震災で被災が著しく、災害危険区域に指定した区域において施工した土地区画整理事業地内の未利用地や防災集団移転促進事業における移転元地の利活用の促進、企業誘致による人口減少に対応した新たな雇用の場の確保を実現するためには、企業の設備投資に係る費用負担の軽減が非常に有効であります。

本市においては、復興特区制度に加え、本市独自の支援制度の拡充により、多くの事業者が再建し、また、新規立地等を促進してきました。

近年、新型コロナウイルス感染症の影響で企業の設備投資

意欲が停滞傾向でありましたが、現在、その反動で新規設備投資計画が増加してきていることから、さらなる企業立地の促進による地域経済活性化のため、東日本大震災復興特別区域法の特例措置（復興特区制度）について、現在と同様の税制上の優遇措置や地方税の減免による減収補填措置等の特例措置期間を令和6年度以降も継続することを要望します。